（様式第１号）

指摘事項に係る措置状況報告書

子ども部子育て支援課

監査期間　平成２５年１１月２８日から
平成２５年１２月２６日まで

指摘事項	措置状況
児童手当、児童扶養手当の支給事務で、手当支給後に要件に該当しないことが判明した場合、受給者に手当の返還を求めているが、返還金の管理を所管課の内部資料で行っていた。返還金は債権であることを認識され、適切な保全・管理をされたい。	来年度より手当返還金債務残額を年度当初、出納閉鎖後に事前調定することにより債権として適切に保全・管理します。

（注）１　「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「４　監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
２　「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
　また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。